

災害発生時における被害情報の提供に関する申し合わせ

和歌山県警察本部警備部長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本アマチュア無線連盟和歌山県支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定める地震、暴風、洪水等の災害（以下「災害等」という。）に係る情報の提供等に関し、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信を使用して、災害等に関する情報等を甲に提供する協力活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力活動への従事者）

第2条 本協力活動は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟和歌山県支部の会員（本協力活動に対する賛同者に限る。以下「会員」という。）が行うものとする。

（協力活動の基本精神）

第3条 会員による活動は、自己の共助の精神に基づき行うものとする。

（費用）

第4条 会員の情報収集活動に要する費用は、会員が負担する。

（協力活動の内容）

第5条 会員は、次に掲げる災害等に関する情報を把握したときは、甲に連絡するものとする。

- (1) 災害発生場所
- (2) 被害状況及び救護者の有無
- (3) 孤立箇所及び孤立者の有無
- (4) 住民の避難状況
- (5) ライフラインの被害状況
- (6) その他災害対策を行う上で必要と認められる事項

（協力活動の範囲）

第6条 会員が行う協力活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 情報収集に当たっては、会員個々の判断により任意の範囲内で行う。
- (2) 情報収集した内容は、会員が所在する地域周辺の範囲内において、直接見聞きしたものとする。
- (3) 甲は、会員に、活動場所の指定及び調査内容について指示を行わないものとする。

（情報の連絡）

第7条 第5条に規定する連絡の方法は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況を直接見聞きした会員は、電波法で定める非常通信として、各警察署及び代替指揮所に開設されたアマチュア無線局に連絡する。ただし、通信場所が不感地帯等の場合は、甲と通信可能な他局（会員）を経由して連絡するものとする。

なお、連絡周波数の詳細については、あらかじめ甲乙が協議して定める。

- (2) 前号以外の通信手段が使用できる状況下にある場合は、他の通信手段による各

警察署及び代替指揮所への連絡又は最寄りの交番・駐在所若しくはパトロール中の警察官への口頭連絡により行うものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲乙は、災害が発生したときに本協力活動が円滑かつ適正に行うことができるよう、適宜、情報交換及び通信訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲乙は、この申し合わせを実施するに当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の第三者に漏洩してはならない。甲乙の構成員でなくなった後も同様とする。

(名簿の提出)

第10条 乙は、毎年1回、本協力活動に賛同する会員の名簿を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この申し合わせの有効期間は、平成30年3月4日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がない場合は、更にこの申し合わせ事項の有効期間が1年間更新されたものとみなし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この申し合わせに定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、解決するものとする。

この申し合わせの証として、本証書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月4日

甲 和歌山県警察本部
警備部長

保 富 速 人 印

乙 一般社団法人日本アマチュア無線連盟和歌山県支部
支部長

田 中 将 夫 印